

※本基準の詳細は「令和8年度利用調整の考え方」(所沢市ホームページ公開)に示しています必ずご確認ください。

令和8年度 利用調整指数表

フリガナ
児童氏名

必須

⑧

基本指数

事由①～⑨のうち、父母それぞれの事由に基づく指数を一つ適用します。基準に該当する場合は、加算の値を指数に見ます。

※ ひとり親(に準ずる状態)の場合、提出ができない父・母の指数は、
また、⑧虐待・DVの指数は父母で分けて合算します。

添付書類を確認の上、該当する点数、加算欄に記入してください。
在園期間、添付書類の詳細は、入園のしおりをご確認ください。

①から⑨までの事由および「ひとり親」「ひとり親に準じる」のうちいずれか一つを選択し、該当箇所には○をつけてください。それぞれの加算項目にも該当する場合は、あわせて○をつけてください。

事由	状態	指数	加算	指数	加算	指数	加算	指数	加算	備考
① 労働	月あたりの労働時間が160時間以上 (週あたりの労働時間が40時間以上 ※就労証明書の「6 就労時間(変則就労の場合)」にて週間で証明がある場合のみ使用) ※通勤時間・残業時間含めず	28				28				④就労証明書 ※自営業の方及びダブルワークの方は別途追加で書類が必要です。 ④就労証明書裏面をご確認ください。 ※指数は就労証明書の「6 就労時間」に記載の時間及び日数で計算します。
	月あたりの労働時間が140時間以上160時間未満 (週あたりの労働時間が35時間以上40時間未満 ※就労証明書の「6 就労時間(変則就労の場合)」にて週間で証明がある場合のみ使用) ※通勤時間・残業時間含めず	26				26				
	月あたりの労働時間が120時間以上140時間未満 (週あたりの労働時間が30時間以上35時間未満 ※就労証明書の「6 就労時間(変則就労の場合)」にて週間で証明がある場合のみ使用) ※通勤時間・残業時間含めず	24	月20日以上の労働	月22日以上の労働		24	月20日以上の労働	月22日以上の労働		
	月あたりの労働時間が100時間以上120時間未満 (週あたりの労働時間が25時間以上30時間未満 ※就労証明書の「6 就労時間(変則就労の場合)」にて週間で証明がある場合のみ使用) ※通勤時間・残業時間含めず	22	○ + 2	+ 4		22	○ + 2	+ 4		
	月あたりの労働時間が80時間以上100時間未満 (週あたりの労働時間が20時間以上25時間未満 ※就労証明書の「6 就労時間(変則就労の場合)」にて週間で証明がある場合のみ使用) ※通勤時間・残業時間含めず	20				20				
	月あたりの労働時間が64時間以上80時間未満 (週あたりの労働時間が16時間以上20時間未満 ※就労証明書の「6 就労時間(変則就労の場合)」にて週間で証明がある場合のみ使用) ※通勤時間・残業時間含めず	18				18				
	稼働予定 (内定等を受け入園月の1日に就労している旨の⑤誓約書がある)	15				15				
② 出産	産前1か月～産後2か月の間に入園を希望する場合					32				出産予定日が確認できる書類(母子手帳の写し等)
③ 保護者の疾病・障害	1か月以上入院している場合(予定の場合を含む)					35				診断書(様式不問)
	診断書の日常生活能力の程度が		⑥診断書での指数に関する加算			⑥診断書での指数に関する加算				所沢市指定様式 ⑥診断書
		「1」の項目に該当する場合	29	保育を必要とする程度が1	+ 2	29	保育を必要とする程度が1	+ 2		
		「2」の項目に該当する場合	26			26				
		「3」の項目に該当する場合	25	保育を必要とする程度が2,3	+ 1	25	保育を必要とする程度が2,3	+ 1		
		「4」の項目に該当する場合	23			23				
	指定用紙以外の診断書の交付を受けている場合	15				15				診断書(様式不問)
④ 介護・同居・親族等	身体障害者手帳1級、精神福祉手帳1級、療育手帳 ④ のいずれか交付を受けている場合	32				32				身体障害者手帳 又は 精神福祉手帳 又は 療育手帳の写し
	身体障害者手帳2級、精神福祉手帳2級、療育手帳 A のいずれか交付を受けている場合	31				31				
	身体障害者手帳3級、精神福祉手帳3級、療育手帳 B・C のいずれか交付を受けている場合	27				27				
	身体障害者手帳4・5・6級のいずれか交付を受けている場合	25				25				
	児童を介護している場合で、医師の指示により1か月以上付添入院が必要な場合またはそれに準ずる状態の場合	32				32				診断書＋ 介護スケジュール
⑤ 災害	児童(手帳1級・療育手帳 ④・A のいずれかの交付有)を介護している場合	25				25				手帳の写し 又は 介護保険証の写し 又は 診断書 ＋ 介護スケジュール
	児童(手帳2級・療育手帳 B・C のいずれかの交付有)を介護している場合	24				24				
	成人(手帳1、2級または介護度4、5の同居一親等)を介護している場合	23	居宅内	+ 5		23	居宅内	+ 5		
	児童を介護している場合(上記以外)	20				20				
	成人を介護している場合(上記以外)	15				15				
⑥ 求職活動	災害の復旧(豪雨・地震・火災等、居住している住居を対象)	55				55				罹災証明書
	求職中(求職活動支援機関等利用証明書あり)	10				10				⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書
⑦ 就学	求職中	5				5				
	ハローワークでの職業訓練	26				26				ハローワークによる証明
	月あたりの就学時間が 96時間以上 ※学校教育法に定めるもの・準じた施設	25				25				在学証明書 合格通知書等
	月あたりの就学時間が 64時間以上96時間未満 ※学校教育法に定めるもの・準じた施設	22				22				
	上記以外(通信教育、日本語学校を含む)の就学を常態	10				10				
	入園希望月に就学が決定されている(スケジュール表の提出がない場合) ※学校教育法に定めるもの・準じた施設	13				13				合格通知書等
⑧ 虐待・DV・	入園希望月に就学の予定がある	8				8				予定先が分かるもの
	虐待・DVを受けるおそれがある・受けている		120			120				公的機関が発行する証明書 (加算項目は該当する証明書等が必要)
		加算	下段「ひとり親」に該当 下段「ひとり親に準ずる状態」			下段の指数を使用 下段の指数を使用				
⑨	その他市長が認めた場合 (理由)		状況による			状況による				
	ひとり親 (離婚および別居をしている状態での、児童扶養手当認定者・ひとり親家庭等医療費助成制度の対象者・戸籍謄本で確認できる方、等)	55				55				児童扶養手当等受けていない方は戸籍謄本
	ひとり親に準ずる状態 (「⑦離婚を前提とした別居中等の誓約書」のうち、「ひとり親に準ずる状態」となるもの)	26				26				⑦離婚を前提とした別居中等の誓約書 + 同書中で該当する項目の添付書類

- ・労働の就労証明書の「6 就労時間(変則就労の場合)」にて週間で証明がある場合、4を乗じて月間の日数を判断します。
- ・疾病・障害の添付書類の診断書は、保育が必要であるということが判断できるものをご提出下さい。
- ・介護・看護の場合で被介護者の診断書を提出する方は、診断書の様式は問いません。
- ・介護スケジュール、受講スケジュールの指定様式はありません。介護先・受講先のスケジュールを添付してください。自作のスケジュール表でも結構です。

※裏面もご記入ください

※申請後の審査において利用調整指数が変更となる場合、修正後の指数や修正理由は事前にお知らせしておりません。
確定した指数は利用調整後でないとお答えできませんのでご承知おください。

調整指数（家庭状況） 該当する点数欄に○をしてください。（状況により複数該当）

「保育園等」とは、認可保育園・認定こども園（保育園部分）・地域型保育事業（事業所内保育事業の従業員枠を除く）を指します。		滞納がある方は、基本指数の点数から－50をした点数が合計点数になります。	
区分	状態	点数	
減算	保育料等を滞納している人が世帯内にいる場合	-50	
	令和8年度中に内定辞退・取消があった場合 （令和8年4月入園のみ、令和7年度の12月～3月入園の内定辞退・取消を対象として減算します）	-20	
	入園申請の無い就学前（小学校入学前）の他児童がいる場合（児童介護、他施設等で保育している場合を除く）	-30	
	市外在住者で転入予定を示す書類がない場合	-50	
	利用調整の結果が保留になった場合に、育児休業の延長を許可できる場合 ※別途「②育児休業延長の許可に関する申出書」の提出が必要です。	-100	
	入園・転園した当該年度内の転園希望 （兄弟姉妹が在園中の保育園等のみを希望施設として転園申請する場合、または、別々の保育園等に通う2人以上の兄弟姉妹が、「同時同園」で転園申請する場合を除く）	-40	
	同居している65歳未満の祖父母が月16日以上かつ月64時間以上、労働または介護、就学に当たっていない場合 （疾病・障害で保育に当たることができない場合を除く） ※勤務内容の誓約（誓約稼働）及び求職活動を事由とすることは不可。 ※祖父母の住所地が父母と同じ場合、同居として判断します。	父方祖父	-1
		父方祖母	-1
		母方祖父	-1
		母方祖母	-1
	入園翌年度以降の転園	10	
	兄弟姉妹が在園中の保育園等のみを希望施設として転園申請する場合（下段の指数との併用はしない）	10	
	別々の保育園等に通う2人以上の兄弟姉妹が、「同時同園」で転園申請する場合（上段の指数との併用はしない）	10	
育児休業取得と同時に一時退園した児童と出生児が共に育児休業明けに入園を希望する場合（令和7年3月31日までの一時退園が対象）		100	
兄弟姉妹	兄弟姉妹に小学生の就学児童あり	1	
	兄弟姉妹（多胎児含む）が保育園等を利用中又は申請中の場合	⑤	
	兄弟姉妹に小学校入学前の児童あり（本人含む）	2人	①
		3人	2
	申請書提出時点で誕生している児童のみカウントします。	4人～（ ）	3～（ ）
混合保育入園審査会又は医療的ケア児入園審査会で集団保育が必要とされた児童が4月入園申請をする場合		120	
生活保護受給中の世帯		10	
保護者	保育士資格等を有し、市内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所に勤務中（育児休業からの復職を含む）または勤務予定	新規就労予定	15
		勤務中（育休からの復職を含む）	4
	単身赴任中	3	
	生計を維持する者の自己都合によらない失業により就労の必要性が高く、離職日から3ヶ月以内に「求職活動」の保育先	10	

調整指数（申請児童の現在の保育先） 該当する点数欄を いずれか1つ選択して、○をしてください。

区分	状態	点数	添付書類・補足
いずれ申請に通っている児童がいる	卒園・卒室	20 (100)	
	事業所内保育事業の従業員枠	10	
	・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・事業所内保育施設 ・企業主導型保育施設	10	④「一時保育・認可外・事業所内・企業主導型」保育利用証明書
	左記の保育施設について、月16日以上利用実績がある場合	8	
	左記の保育施設について、月12日以上15日以下の利用実績がある場合	6	
	市外認可保育施設	2	一か月以上の利用実績が添付書類で認められた場合に加算されます。
	上記以外	17	
育児休業からの復職予定	「労働」の保育要件で、かつ育児休業中・産前産後休業中から復職予定での入園申請（注） ※入園となった場合、入園の翌月1日までに元の勤務先に復職をする必要があります。 ※期限までに復職できない場合、利用調整（選考）結果の取消または退園となります。	⑪	④就労証明書に記載のあることが条件

（注）：市内の保育園等を利用している場合は該当しません。

フリガナ
児童氏名

表1 ※市役所記入欄	
ポイント	事由
20	虐待・DV
9	災害
8	ひとり親
7	疾病・障害
6	労働
5	介護・看護
4	就学
3	出産
2	求職活動
「ひとり親に準ずる」に該当する場合、世帯ポイントは6になります。	

各項目の点数を足して、合計点を記入してください。
・記入いただいた指数と、証明等の添付書類の内容に基づいて算出された指数に相違があった場合、職員にて指数表の修正を行います。

基本指数（表面）	父	
	母	
調整指数（裏面）	家庭状況	
	保育先	
合計		

- ①、合計が同点の場合は表1の世帯のポイント（父母それぞれ該当する事由の合計）の高い世帯を優先します。
②、①の優先順位で判定が不可能な場合は世帯の基本指数計の高い方を優先とします。
③、②で判定が不可能な場合は令和7年度市民税非課税世帯及び所得割額の少ない世帯を優先とします。
※9月以降の利用調整では令和8年度の課税内容で審査します。

兄弟姉妹で同時に申請する場合の申請希望（申請書に記載済の項目転記）	同園優先（兄弟姉妹で同じ園への内定を優先するが、調整できない場合は別々の園や1人のみの内定を希望する。）	☐
	同月入園（兄弟姉妹が全員、同月に内定する場合のみ）内定を希望する。）	☐
	同時同園（兄弟姉妹が全員、同月かつ同じ園に内定する場合のみ）内定を希望する。）	☐